

奈良県告示第百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十七年七月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

介護機関の名称又は氏名	介護機関の所在地又は住所	施設又は居宅サービスの種類	指定年月日
医療法人坂口クリニック	桜井市大字桜井一九四 ―二 駅前グリーンビル一階	訪問看護及び居宅療養管理指導	平成二十七年三月一日
なの花薬局高田駅前店	大和高田市本郷町二―二	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	平成二十七年七月一日
なの花薬局榛原店	宇陀市榛原萩原八三〇 ―三	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	平成二十七年七月一日
なの花薬局かすが店	大和高田市春日町二―一 ―六〇	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	平成二十七年七月一日
高橋貫盛堂薬局	御所市一二二三	居宅療養管理指導及び介護予防	平成二十七年七月一日

導
居宅療養管理指